主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は、末尾に添えた各書面記載のとおりであつて、当裁判所は、主任弁護人天野憲治の請求により、事実の取調としてI作成名義の昭和三十五年十月十六日付上申書、A株式会社取締役社長B作成名義の同年八月十九日付上申書、C株式会社管球生産管理部購買課長D作成名義の同月二十六日付上申書、同会社E工場生産部生産課長F作成名義の同月三十日付上申書、同会社G工場生産管理部購買課課長H作成名義の同年九月六日付上申書各一通(いずれも当裁判所に宛てたもの)を各取り調べ、I及びJを、それぞれ証人として尋問した上、右各趣意に対し、次のとおり判断する。

同弁護人の控訴の趣意第二点及び第一点(いずれも法令適用の誤)並びに右各点に対する判例等について

よつて按ずるに、原判示によれば、本件における被告人の業務上過失の原因は、制限速度超過による無謀操縦そのものではなく、被告人は、原判示自動車のブレーキが甘かつたことを知りながら、右自動車の進行前方の道路を横断中の被害者Kが横断を中止して右自動車を待避してくれるものと軽信し、なんら衝突による事故防止の手段をとることなく、同人の進行前方を通り抜けようとして漫然その進行を継続したことにあるこ〈要旨第二〉とが明らかであつて、この事実は、原判決挙示の各関係証拠によつてこれを認めることができるのである。そも〈/要旨第二〉そも、道路

交通取締法第七条は、道路における危険の防止その他交通の安全を図る目的をもつ て、車馬又は軌道車の操縦者に対し、これらの目的を阻害するような無謀な操縦を 禁止する趣旨の規定であつて、同条第一項違反の罪は、車馬又は軌道車の操縦者が 同条第二項各号所定の「運転」ないし「操縦」をすることによつて成立する犯罪で あるから、右「運転」ないし「操縦」という行為の性質上、多少時間的に同一違法 状態を継続するいわゆる継続犯の性質を有するものと解せられるのに対し、業務上 過失致死傷の罪は、ある業務に従事する者が、その業務上必要な注意を怠つたこと に起因して人を死傷に致すことによつて成立する犯罪であつて、右道路交通取締法 第七条違反の罪のように、継続犯的性質を有するものではないと解すべきであるか ら、被告人が同条に違反して制限速度超過という無謀な操縦を継続した行為と、右 行為を継続中たまたま、その業務上遵守すべき必要な注意を怠つたことによつて惹 記された原判示業務上致死傷の行為とは、それぞれ、別個独立の行為であり、右各行為は別個の犯罪と見るべきものであつて、これを一個の行為と見ることはできず、従つて、所論被告人の制限速度を超えた無謀操縦の行為が、同時に当然本件業務上過失致死傷の行為にあたるという想像的競合の観念を容れる余地はないものと いわなければならない。そして、検察官が右制限速度違反の事実を起訴しなかつたことは、所論のとおりであるが、右両者の関係が右説示のとおりである以上、検察官がこの事実を起訴しなかつたことが、被告人の刑責を重からしめるためであつた ということはできないし、原審が所論の罰条追加を命じて右事実を認定しなかつた からといつて、原判決に各所論の違法があるということはできないのである。そし て、無資格運転により、業務上過失致死傷の事故を発生させた本件のような場合、 最高裁判所は、右二つの事実は公訴事実としては、別個の事実であつて、公訴事実の同一性を認むべきものではなく、右両者は、別個独立の犯罪であつて、右両者の間に牽連関係ないし一所為数法の関係は存しない旨判示(昭和三十三年三月十七日 判決最高裁判所刑事判例集第十二巻第四号五八一頁以下参照)しているのであつ 当裁判所の見解も右と同一であり、検察官が起訴しなかつた所論制限速度違反 の事実と、本件業務上過失致死傷の事実とが想像的競合の関係に立つものでないこ とは、前説明のとおりであるから、原審が右無資格運転の事実と業務上過失致死傷 の事実とを認定した上、右両者を併合罪として処断したことは、まことに相当であって、原判決には、なんら各所論の違法はない(所論援用の各判例等は、いずれも本件に適切ではない)。論旨は、理由がない。

(その他の判決理由は省略する)

(裁判長判事 下村三郎 判事 高野重秋 判事 真野英一)